少年少女継続手続き

体育施設団体利用登録継続手続きの方法
（少年少女野球・サッカー団体）

1　継続手続の期間

① 有効期限前
　４月１日～４月３０日（平日）
　この期間に継続手続きを済ませないと５月（６月利用分）の抽選等に申し込みができないことがあります。継続した利用をご希望の場合は、有効期限前に手続きしてください。

② 有効期限後
　随時受付をしますが、施設の申込等ができるのは受付日の翌日からとなります。

【団体利用登録のできる団体】

・メンバー全員（施設を利用する方）が原則区内に在住し、又は在学する小学生及び中学生８名以上で構成される団体であること。登録責任者は区内に在住し、又は在勤する大人の指導者１名が必要です。

・利用種目は少年野球・少年サッカーのみです。（中学生は軟式野球・サッカー）

※1人で複数の団体に登録することはできません。重複登録や営利目的の利用が判明した場合は団体利用登録を取消しいたします。

2　継続手続の方法

「体育施設団体利用登録申請書」に必要事項を記入の上、スポーツ課窓口（区役所８階）へ登録責任者本人がおいでください。代理人による申請はできません。登録責任者が替わる場合は新しい責任者が手続きをしてください

【登録に必要なもの】

1　「体育施設団体利用登録申請書」（下記「記入方法」をご覧ください。）
2　登録責任者本人を確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードの原本。コピー不可）
3　登録証

3　確認事項

・少年少女野球・サッカー団体は、毎年4月30日が有効期限となっています。

・この団体利用登録申請は使用料の減免申請手続きを兼ねています。利用時は申請書に記入した登録構成員のみで利用してください。

・ナイター（夜間）利用はできません。

・申請書の控えが必要な場合は、事前にコピー等をとってください。

4 体育施設団体利用登録申請書の記入方法

① 登録区分

③少年を〇で囲んでください。

※全員が中央区内在住の小中学生で構成された団体が登録できます。

② 団体名

団体名を変更したい場合は新しい団体名を記入してください。団体名は11文字までです。それを超えた場合、登録証等の表記が欠けてしまうことがあります。

また、先に登録済みで同名の団体があった場合、混乱を避けるため団体名を変更していただくことがありますのでご了承ください。

③ ひらがな団体名は、団体名の**よみ仮名を（ひらがなで）記入**してください。

④ 種目区分

Cを〇で囲んでください。

他の種目は利用できません。ナイター使用不可。

⑤ 主な利用種目

「少年野球、少年サッカー」のいずれかの種目を記入してください。中学生は「軟式野球・サッカー」を記入してください。

⑥ 登録責任者氏名

登録責任者を変更する場合は新しい登録責任者氏名を記入してください。監督、保護者等大人（区民又は在勤）の登録責任者とすべての連絡をとらせていただきますので、施設の申込み、利用、チームの活動について分かる方が登録責任者となってください。また、ふりがなを必ず記入ください。

⑦ 生年月日は、本人確認のため必要になりますので必ず記入してください。

⑧ 自宅住所・電話番号は、必ず記入してください。

⑨ 勤務先名・所在地・連絡先

※ 登録責任者がお勤めの場合、連絡先を必ず記入してください。

⑩ パスワード

・パスワードを変更したい場合は新しいパスワードを記入してください。パスワードは6文字以上16文字までです。電話番号、生年月日、連続した番号等は使用しないでください。

使える文字→小文字英字のａ～ｚと数字の0～9及び －（ハイフン）です。

・パスワードは施設予約システム上で変更することができますが、亡失した場合はスポーツ課窓口で再申請の手続きが必要です。

⑪ 構成員

・8名以上の活動する構成員すべて（施設を利用する方全員）を記入してください。記入されていない方は施設の利用ができません。

・原則区内に在住し、又は在学する小中学生が対象です。
・構成員それぞれの年齢・ご自宅の住所（住民票のある住所）・通学している学校名を記入してください。
・記入欄が不足の場合、申請の右上の欄外に No.1(構成員欄に登録責任者の載っているもの)、No.2、No.3…と記入してください。

⑫ 勤務先（団体）在職証明欄
・登録責任者が、在勤の方である場合に記入が必要です。
・勤務先の所在地及び名称を記載の上、記載内容の問合せ部署、担当者氏名及び電話番号を記載してください。（在職について問い合わせる場合があります。）
・会社所在地は申請書左下の登録責任者勤務先所在地と同じになります。
・会社所在地は、東京都中央区内の住所に限り受付します。区外の住所が記載されている場合は、区内在勤の証明になりませんので、受付できません。

⑬ 下段署名欄
他の登録団体の構成員と重複がなく、活動も独立していなければなりません。万が一、活動内容から他の団体と同じ活動であると認められる場合は、該当する全ての登録を取消いたします。また、領収書には自宅住所または勤務先住所地が記載されることと、ペナルティ制度を実施していることをご承知のうえで、登録責任者が必ず自ら署名してください。

５　注意事項

・登録申請書に虚偽の記載、構成員が他団体との重複している場合は登録できません。
・登録申請書に記入漏れなど問題があった場合、登録できないことや登録通知書到着が遅れたりすることがあります。
・申請書の控えはありませんので、必要な場合は自分でコピー等をとってください。
・ＩＤ・パスワードを忘失した場合は、スポーツ課窓口で登録責任者の本人確認をした上で、パスワード再申請届を提出していただきます。電話等での問合せにはお答えできません。
・ＩＤ・パスワードともに取扱いに十分注意してください。第三者に利用された場合、区は一切責任を負いません。
・パンフレット・チラシ等の注意事項についても団体構成員全員にご周知ください。

問合せ先
中央区築地１－１－１　中央区役所８階
中央区区民部スポーツ課スポーツ施設係
電話　０３（３５４６）５５２９
時間　８：30～17：00（平日）
※水曜日（平日）に限り19:00まで